

自動車税種別割過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日提出

静岡県 財務事務所長 様

<譲渡人(納税義務者)> *自署し実印を押印してください。

住 所(所在地) 〒

氏 名(名 称)

実印

(法人の場合、代表者職氏名も記入)

電話番号(連絡先)

以下の自動車税種別割過誤納金の還付請求権について、次の譲受人に譲渡したので、通知します。

<譲受人>

住 所(所在地) 〒

氏 名(名 称)

電話番号(連絡先)

代 表 者 :

担 当 者 :

登 録 番 号	(静岡・浜松・沼津・伊豆・富士山)
課 税 年 度	年度
納 付 年 月 日	年 月 日
債権譲渡契約等の日	年 月 日
過誤納金の発生理由 発生年月日	<input type="checkbox"/> 抹消登録(永久・輸出・一時) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 二重納付 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他() 年 月 日
還 付 金 額	円

【添付書類】 ■…必須書類 □…場合により必要な書類

■譲渡人の印鑑証明書コピー(債権譲渡契約等の日の6か月以上前に発行されたものは不可)

■抹消登録の確認出来る書類(運輸支局が抹消を証明した書類の写し)

書類の例:登録識別情報等通知書(一時抹消)、登録事項等証明書(永久抹消)、輸出抹消仮登録証明

□<住民票の写し等(譲渡人が住所等を変更した場合、それを証する書面)>

□<自動車税種別割領収証書(二重納付した場合)>

【注 意 事 項】

・本通知書が抹消月の翌月10日(4月に抹消した場合は6月10日)※までに提出(必着)されない場合は、納税義務者に還付します。 ※10日が土日祝日の場合は直前の平日。

・抹消以外の事由の場合は、事由発生後、ただちに提出してください。

・譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、最初に譲渡人の未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、次に譲受人の未納の徴収金に充当され、さらに残余金がある場合に譲受人に還付されます。

私が譲渡を受けた自動車税種別割過誤納金の支払いについては、口座振込を希望します。

(フリガナ)

<譲受人>氏名

振込先(譲受人名義の口座)

金融機関(銀行、信金、農協等)	種別	口座番号	口座名義(カナ)
支店	普通 当座		

財務事務所 記入欄	受付番号	受付時間等	印鑑証明	抹消確認
	—		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>